



著作者人格権の再構成ーインターネット時代の課題と解決策ー

鈴木, 敬史

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2026-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8255号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008255>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	すずき たかあき 鈴木 敬史
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	著作者人格権の再構成 ーインターネット時代の課題と解決策ー
審査委員	主査 教授 島並 良 教授 前田 健 教授 手嶋 豊

インターネットの普及とオンライン・プラットフォームの整備に伴い、著作権法を巡っては著作物利用態様や利害関係人の多様化といった構造的変化が生じた。それを受けて、財産的な著作権については権利制限規定の拡充を中心にほぼ毎年の改正がなされてきたが、他方で、著作者人格権に関する規定（著作権法18条ないし20条、および補充的に113条11項）については、昭和45年の現行法制定時から大きな改正がなされていない。そのため、近年では、いわゆるリツイート事件最高裁判決にみられるように、著作者人格権の行使によってオンライン・プラットフォーム上での表現活動に支障をきたす例が目され、また、著作者人格権の望ましいあり方については学説上も様々な議論がなされているが、解釈論・立法論のいずれにおいても定まった方向性は未だ見出されていない状況にある。

本論文は、米国との比較法分析を通じた著作者人格権の再構成を試みることによって、上述した課題を解決する体系的な著作者人格権論を提案するものである。序章、本論としての3つの編、および終章の各内容は次のとおりである。

まず序章は、著作権法の改正状況や著作物の利用状況の変化を概観し、著作者人格権の再構成を行う必要がある旨の問題意識を提示する。

続く第一編は、伝統的な著作者人格権の理解を確認した上で、インターネット時代、とりわけオンライン・プラットフォームが整備され、情報の相互流通が活発化するようになった時代においては、著作者人格権が過剰に強力で保護されることによって、旧来認識されていたものよりも大きな現代的課題が発生することを論ずる。確かに、このような課題に対しては、従前より、様々な解釈論が展開されてきたが、従前の解釈論を詳細に分析した結果、いずれもかかる現代的課題を十分に解決できず、また条文の文言や著作権法の体系的構成と整合しなかったり、あるいは、理論的一貫性を欠くといった問題点が残されていたりすること、すなわち、現在もなおインターネット時代にあるべき著作者人格権を検討する必要があることを示している。

さらに第二編においては、米国法上の議論を参照し、著作者人格権の現代的課題を解決するための示唆が得られないかを検討する。そこでの議論は、大きく分けて2種類に分けられる。すなわち、第一に、日本における氏名表示権・同一性保持権に相当する氏名コントロール権について裁判例を中心に保護の現状を整理し、かつ、当該権利の保護法益を抽出している。その結果、氏名コントロール権とは、(連邦著作権法内外の)多様な法理を複合的に用いることによって、5つの相異なる効果を発生させる権利として理解されていること、いずれも著作者の社会的評価を保護法益とすることを明らかにしている。第二に、日本における公表権・著作権に相当する第一公表の権利について、連邦著作権法上の位置づけ及び保護状況を確認した上で、保護法益に関する議論を整理、分析している。その結果、第一公表の権利は、1つの経済的利益、2つの人格的利益を有する多層的な権利であること

を明らかにしている。そして、そのうち1つの人格的利益が、上述した氏名コントロール権の保護法益である著作者の社会的評価と一致するということが摘示する。

その上で、以上に掲げた米国法上の議論の整理に基づき、本論文は、次の3つの比較法的示唆を抽出している。すなわち、米国法上の著作人格権 (Moral Rights) は、一般的に、著作者の社会的評価を保護するものとして統合的に把握されるものであり、かつ、未公表著作物については加重的に私的な言論空間の外界からの保全を保護するという目的で権利保護がなされること、Moral Rights は、一般不法行為法上の人格権 (名誉権、プライバシー権) と連続的なものである一方、著作権とは根本的に区別されるものであり、その侵害要件や侵害判断基準が当然に一致するものではないこと、そして、Moral Rights は、創作を躊躇わせる事情を排除することで、消極的観点から創作豊富化という著作権法の目的に資するという論理によって、その保護が正当化されることである。

これらの示唆に基づき、本論の最後となる第三編では、日本法上のインターネット時代にあるべき著作人格権を再構成し、第一編で抽出した現代的課題を解決し得る著作人格権のあり方について解釈論を展開している。そこでは、まず、上記の比較法的示唆から理論的に導かれる著作人格権像について考察している。それによれば、著作者の社会的評価を保護するという一貫した思想の下、従来の学説において展開されてきた議論の一部をも包摂するような著作人格権の解釈指針が導かれている。次いで、それが、本稿が探求の目的とするインターネット時代にあるべき著作人格権として適当な解決策を示すものかを検討している。具体的には、当該解釈指針が現行著作権法の規定と合致するか否か、そしてそこから導き出された解釈論が著作人格権の現代的課題を不足なく解決できるか否かという検討を行っている。その結論として、前者において一定の修正は必要とされるものの、米国法からの示唆に基づいて展開された考え方が日本法の解釈論として採用可能であり、かつ、それが現代的課題を従前の学説が残してきた課題を解決あるいは回避する形で解決することができることを論証している。

本論文はその最後に、終章として、全体の議論を整理する形で結論を提示し、かつ、残された課題を指摘している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、インターネット時代における著作人格権制度について、従来の裁判例と学説を詳細に整理・分析し、また米国法の丹念な調査から示唆を得て、その望ましいあり方を検討するものである。

日本著作権法は、著作人格権に含まれる具体的な権利として、公表権 (18条)、氏名表示権 (19条)、同一性保持権 (20条) の3種を定め、さらに、それらを補充するものとし

て、著作者の名誉・声望を一般的に保護する、みなし著作人格権侵害の規定 (114条 11項) を置く。これらの権利のうち18条から20条に定められた3種の著作人格権は、客観的な行為 (たとえば、著作物の公表や改変) のみを侵害成立要件とし、著作者に与える個別の影響 (たとえば、名誉・声望の毀損) を考慮しない体裁をとることから、ややもすると形式的な運用がなされ、著作物の利用を阻害する過剰な権利行使がなれることが問題視されてきた。

本論文は、インターネット、特にオンライン・プラットフォームが発達した現代では、著作物利用の態様や著作物利用者の属性において急激な変化が生じていることを確認した上で、これらの変化が著作人格権に突きつける現代的課題として、著作物の利用行為が過剰に萎縮していること、および著作人格権が当初の目的を越えて実質的に財産権としての著作権に代替するもの (財産的人格権) として使われていることを摘示する。また、本論文は、そのような課題がもたらされている主因として、著作人格権の保護法益について、我が国ではこれまで十分な検討がなされてこなかったことに着目している。

本論文の特徴としてまず指摘すべきは、こうしたインターネット時代の技術的・社会的現状、そのような現状下において著作人格権制度が抱える課題、そしてその根本原因としての保護法益に関する検討の不在を、手際よくかつ明晰に摘示している点にある。強すぎる権利としてその実務上の問題性が認識されながら、著作人格権については、おそらく知的財産法研究者が必ずしも専門性を有しない (民法上の一般的) 人格権との関係性が問われるが故に、これまで十分な研究が進んでこなかったが、本論文は、現在の著作権法学が取り組むべき喫緊のテーマのひとつであるインターネット社会における著作人格権の望ましいあり方に果敢に挑戦したものであり、学術的な意義を有する。

こうしたテーマ設定の新しさに加えて、本論文の今ひとつの特徴は、その方法論にある。本論文は、望ましい著作人格権制度を構想するにあたり米国法を参照し、そこから得られた示唆を活かして保護法益という制度論の根本にまで遡った理論的検討を展開している。従来の日本では、ベルヌ条約に固有の人格権保護の伝統を有しない米国が、同条約加盟後も著作人格権の保護には熱心でないという理解の下で、彼の地での著作人格権のあり方を綿密に調査・分析することはなされてこなかった。しかし、本論文は、米国法を詳細に検討した結果、①米国の Moral Rights が、著作物の改変や意図しない態様等での公表によって著作者の社会的評価が歪められることを防ぎ、あるいは著作者名として自身を正しくクレジットさせることによって著作者としての社会的評価を蓄積させることを目的とする権利として理解されていること、②Moral Rights は、著作権とは異質なものとして、また一般的人格権とは同質で連続的なものとして把握されていること、③Moral Rights に含まれる各権利は、別個独立した権利ではなく相互に密接な関連を有する、ある種相補的な権利として捉えられていること、④Moral Rights 保護の正当化根拠は、将来の不当な公表のおそれという著作者の創作を躊躇わせる事情を排除することで、消極的観点から創作豊富化という著作権法の目的に資する点に認められると理解されていること等を明らかにした。いずれも、我が国における米国著作権法の理解として初めての成果であり、その徹底

した調査と明快な整理は高く評価することができる。

さらに本論文は、米国法に関するこれらの理解を受けて、再び日本法へと立ち返り、次のような提言を主張する。すなわち、第一に、著作者人格権は、著作者の社会的評価を保護するものとして、著作財産権とは別個独立の権利として位置づけられるため、著作権の侵害要件やその判断基準と著作者人格権の侵害要件やその判断基準とは、それぞれ異なるものとして検討されるべきである。具体的には、著作者人格権の侵害が認められるためには、「著作者の同定可能性（狭義の氏名表示権について「著作者の同定不可能性」）」「著作物の内容等に関する誤認」「著作物に関する情報の提供・提示」が必要となる。また、第二に、著作者人格権侵害要件としての著作物の類似性が認められるためには、著作権侵害要件としての著作物の類似性とは異なり、創作的表現の共通性を必ずしも要せず、第一次的には、「区分型」「取込み型」という類型化の下、特定の著作物に関する情報か否かが重要になるべきである。これら2つの提言は、いずれもこれまで日本の著作権法学では意識すらされてこなかった解釈論を主張するものであるが、本論文は米国法を単純に日本法へと直輸入するのではなく、条文の文言や従来最高裁判決との整合性を慎重に検討しており、その成果は我が国著作権法学へ大きな理論的貢献を果たすものであるといえる。

このように、本論文は、日米の議論を渉猟しているものの、日本著作権法の母法と位置づけられる大陸法諸国の制度については参照を全く欠いている。本論文がその終章において残された課題として記すように、例えばドイツにおいては、一般的人格権 (allgemeine Persönlichkeitsrecht) によって著作者の社会的評価保護がなされてきた一方、著作者人格権はこれと異質な法益、すなわち著作者と著作物との精神的結び付きを保護するものと理解されている。したがって、一般不法行為法上の人格権と著作者人格権とを連続したものと捉える本論文の見解は、ドイツ法制に影響を受けた日本における従来の議論からは乖離しているとの批判がありうるところである。また、著作者人格権保護の正当化根拠についても、そもそも米国流の功利主義的な正当化で足りるのかについてなお疑問があるほか、近時は独仏においても著作者人格権制度の含む著作権法の経済分析が一定の広がりを見せていることから、単なる作法としてではなく機能的な意味でも、著者には今後研究射程のさらなる展開を期待したい。もっとも当初に設定された課題との関係では、日米両国法の詳細な分析と比較だけでも十分にその狙いは実現されており、本論文は学術的意義が認められると考えられる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である鈴木敬史氏が博士(法学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

令和 4年 2月 28日

審査委員 主査 教授 島並 良
教授 前田 健
教授 手嶋 豊